物件調書

	所 在 津市広明町					
土地	地 番	地 目(登記/現況)		地 積(実測/公簿)		
20	254番2	山林/宅地		599.66 m	î /	599 m²
接面道路 北側幅員約7 の状況 道路)に接面			7.5m の舗装市道(建築基準法第 42 条第1項1号 言する。			
法令に基づく制限		地域区分	都市計画区域内(市街化区域)			
		用途地域	第一種低層住居専用地域			
	建築基準法	指定建ペい率	4 0 %			
	都市計画法	指定容積率	8 0 %			
		その他	・偕楽公園風致地区・高さ制限 10m・がけ条例			
	給 処 理 設 の 状 況	電気	引込配線 有			
供		公営水道	接 面 道 路 配 管 有 引込 (給水) 管 有 (口径:北側 200mm 敷地内メーター無)			
施		公共下水道	未整備			
		都市ガス	有			
敷	地の概況	間口約 38m、奥行約 18mのほぼ長方形				
交条	通 接 近 件	 ・近鉄名古屋線・JR紀勢本線・伊勢鉄道伊勢線「津駅」まで約660m ・津市役所まで約2.3km ・南立誠小学校へ約1.2km ・橋北中学校へ約1.4km 				
J	財産の経緯 ・昭和 26 年 1 月 26 日 購入 ・平成 2 年 3 月 24 日 建物倉庫取壊し ・平成 3 年 4 月 1 日 職員駐車場として使用 ・平成 29 年 3 月 31 日 用途廃止					

入
札
•
契
契約
に
関
す
る
事
佰

土地に関する事項

- ・ 本地は境界確定済みです。
- ・本地は津偕楽公園に隣接しています。また、本地東側境界にまた がって生育している津市管理の樹木の取扱いについては、津市建 設部津北工事事務所(059-253-2272)と協議を行ってください。
- ・本地は津市風致地区における建築物の規制に関する条例が適用されるため、建築物等の建築や宅地の造成等の一定の行為を行おうとする場合は、津市都市計画部都市政策課(059-229-3181)と事前に協議を行ってください。
- ・本地はがけ条例の適用となるため、建築物等の建築を行う場合は、 事前に津市都市計画部建築指導課(059-229-3185)と協議を行っ てください。
- ・本地は過去に埋蔵文化財が確認された形跡は認められていませんが、専門機関による調査等がなされていないため、埋蔵文化財の有無については不明です。
- ・本地は過去に有害物質を使用した形跡は認められていませんが、 専門機関による調査等がなされていないため、土壌汚染の有無に ついては不明です。
- ・本地の地中埋設物の調査及び撤去は実施していません。
- ・本地南西側隣地法面の一部の土が剥き出しとなっており、法面保 護が脆弱となっています。
- 本地西側隣地境界ブロックの天端に排水管跡が残存しています。
- ・本地内には照明灯2基が残存しています。
- ・本地内には集水桝3基が残存しています。
- ・本地内には鉄柱4本、鉄柱跡1本が残存しています。
- ・本地内には側溝および街路樹、樹木、フェンスが残存しています。
- ・現況有姿での引渡しとなります。
- ・本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- ・本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出するまでに三重県出納局会計支援課企画支援班に調達システム利用登録申請(以下「利用登録申請」という。)を行い、登録確認を受けてください。(電 話 059-224-2785/2787 FAX 059-224-2784)なお、本件入札を書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届(ICカード使用届)は不要とします。
- ・調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- ・調達システムに係る運用については「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- ・落札決定後、30 日以内(ただし、平成31年3月31日が先に到来する場合は同日まで)に契約を締結していただきます。
- ・契約締結に際し、契約保証金(売買代金の100分の10以上)が 必要です。(契約保証金は売買代金に充当します。)
- ・売買代金のうち、契約保証金を差し引いた代金については、県が 発行する納入通知書により契約締結日から 25 日以内にお支払い いただきます。
- ・売買代金の他に契約に係る経費(印紙代)、土地の所有権移転に係る経費(登録免許税)及び不動産取引に係る各種租税(不動産取得税等)が別途必要です。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための 参考資料です。必ず入札参加者ご自身において、現地及 び諸規制について調査確認を行ってください。